

三菱広島徴用工訴訟差戻審判決

(釜山高等法院 2013 年 7 月 30 日判決)

[→韓国戦後補償裁判一覧](#)

[→HOME](#)

三菱重工事件釜山高等法院判決

釜山高等法院第5民事部

判決宣告 2013年7月30日

控訴人（原告） X1外22名

被控訴人（被告） 三菱重工業株式会社

主 文

- 1 第一審判決中、下記において支払いを命じる金員に該当する原告ら敗訴部分を取り消す。被告は原告らに別紙原告別請求金額及び認容金額表の認容金額欄記載の各金員及びこれに対する2013年5月21日から2013年7月30日まで年5%、その翌日から支払済みまで年20%の割合による金員を支払え。
- 2 原告らのその余の控訴を棄却する。
- 3 訴訟費用のうち3分の1は原告らの負担とし、その余は被告の負担とする。
- 4 第1項の金員支払の部分は仮に執行することができる。

請求の趣旨及び控訴の趣旨

第一審判決を取消す。被告は原告らに対し別紙原告別請求金額及び認容金額表(以下「別紙表」という)の請求金額欄記載の各金額及びこれに対する本件訴状副本送達の日から支払い済みまで年20%の割合による金員を支払え(原告らは当初被害者1人当たり不法行為による慰謝料1億ウォン及び未払賃金100万ウォンを請求し、差戻後当審において未払賃金請求部分は取下げ、被害者1人当たり慰謝料1億100万ウォンを請求する旨、請求の趣旨及び原因を変更した)。

理 由

1 認定事実

ア 日本の韓半島侵奪と太平洋戦争などの勃発

- 1) 日本は1910年8月22日に大韓帝国との間に韓日合併条約を締結し、朝鮮総督府を通じて韓半島を支配した。日本は1931年に満州事変、1937年に日中戦争を引き起こして次第に戦時体制に入り、1941年12月8日には太平洋戦争まで引き起こした。
- 2) 日本はこれらの戦争により人力及び物資が不足すると、1939年7月8日「国家総動員法（1938年4月1法律第55号）」に基づく「国民徴用令（勅令第451号）」を制定し、航空機部品及び製鉄溶鉱炉製造者、船舶修理工など特殊技能

を持つ韓半島居住の韓国人を日本に移住させる政策を積極的に推進し（初期には韓国人らの反発を憂慮して労務動員計画に基づく募集形式として実施された）、人力及び物資の不足が継続すると、太平洋戦争が最高潮に達する時期の1944年8月8日の閣議で「半島人労務者の移入に関する件」が決議され、特殊技能の保有の有無にかかわらず一般韓国人を対象にする国民徴用令が韓半島にも適用されることになった。

- 3) 国民徴用令（第18条）によれば被徴用者は彼らを使用した事業主らから給与の支払いを受けることとなっていた。

イ 亡A,B,C,D原告X17の強制徴用等

- 1) 亡A（創氏改名 咸元昌煥）、B（創氏改名 松本根睦）、C（創氏改名 河村炳穆）原告X17（創氏改名 野村昌喜）、亡D（創氏改名 廣山尚華、以下これらの者を合わせていう場合には「原告ら」という）は1923年から1926年の間に韓半島で出生した韓国人であるが、国民徴用令により亡Aは1944年9月20日頃居住地の京畿道平澤郡浦升面新榮里、亡Bは1944年9月頃居住地の京畿道安城郡元谷面聖住里、亡Cは1944年9月頃居住地の京畿道安城郡元谷面盤諸里、原告X17は1944年8月頃居住地の京城府中区南米倉町、亡Dは1944年10月頃居住地の京城府龍山区青坡洞で各々徴用令書を受け取った。
- 2) 原告らは徴用令書を受け取ると各自の住居地付近で他の被徴用者らと集結し、彼らと共に列車で釜山、更に関釜連絡船で日本の下関港に到着し、そこから列車で三菱重工業株式会社（被告と区別するため「旧三菱」という）が所在する広島に行った。
- 3) 原告らは旧三菱が運営する機械製作所及び造船所等に労務者として配置され、亡Aは機械製作所鑄鉄工場、亡Bは銅管工場、亡Cは造船所倉庫、原告X17及び亡Dは造船所第3工場配管部に各々配置され、資材の運搬、銅管曲げ等の労働をしたが、これらの移送及び配置等の過程は日本の軍人及び警察、旧三菱担当者の統制下で行われた。
- 4) 原告らは各自の作業場で月2回の休日を除き毎日朝8時から夕方6時まで鉄板切断、銅管曲げ、配管作業等に従事し、一日の作業を終えると旧三菱が設置した寮に戻って食事をとり宿泊したが、食事の量や質は著しく不十分であり、宿舍も12畳程度の狭い部屋に10～12人の被徴用工らが共に生活するものであった。また宿舍周辺には鉄条網が張りめぐらされ、勤務時間中はもとより休日にも憲兵、警察らによる厳重な監視が行われ、自由がほとんどなく、韓半島に残した家族との手紙のやり取りも事前検閲によって内容が制限された。原告らは旧三菱から前月21日から当月20日までの出勤日数を基準として当月28日に月給の支払いを受けたが、月給として支払われる金は日本貨幣で亡Aは月20円程度、亡Bは月23～24円程度、亡Cは月35円程度、原告X17は月30円程度であった。

ウ 原子爆弾の投下と原告らの帰国

- 1) 1945年8月6日の広島原子爆弾投下により旧三菱の機械製作所及び造船所等が破壊されて作業が中断し、日本は1945年8月15日に米国をはじめとする連合国に降伏を宣言して太平洋戦争は終戦となった。
- 2) 原子爆弾投下時の避難の過程で亡Aは鉄破片に当たり顎部分の肉がそげ落ちた状態で1945年9月13日頃下関から密航船に乗り、亡Bは特別な負傷がない状態で1945年10月博多から密航船に乗り、亡Cはガラスの破片に当たって手足に傷を負った状態で1945年9月頃博多から国連軍が用意した帰国船に乗り、原告X17は特別な負傷がない状態で1945年8月30日頃下関から関釜連絡船に乗り、亡Dは特別な負傷がない状態で1945年10月20日頃下関から密航船に乗り、各々帰国した。
- 3) 原告らは帰国後も強制徴用以前に通っていた職場を失う等従来の生活に適応できないまま社会的・経済的困難を経験したのみならず、被爆による後遺症により最近まで全身の倦怠感、呼吸困難、皮膚疾患、視力減退等の各種の身体的障害に苛まれてきた。

エ 旧三菱の解散と被告の設立

- 1) 旧三菱は日本の敗戦後、日本国内の連合国最高司令部（GHQ）の財閥解体政策に従うと同時に、敗戦によって日本企業が負担することとなる莫大な金額の賠償及び労務者に対する未払賃金債務等の解決のために制定された「会社経理応急措置法（1946年法律第7号）」上の特別経理会社、「企業再建整備法（1946年法律第40号）」上の特別経理株式会社に指定され、1949年7月4日に企業再建整備法による再建整備計画の認可申請を行い、1949年11月3日に申請内容通りに主務大臣の認可を受けた。
- 2) 旧三菱は1950年1月11日にその再建整備計画にしたがって解散することとし、同日旧三菱の現物出資等により企業再建整備法上の新会社である中日本重工業株式会社（商号が1952年5月29日に新三菱重工業株式会社に、1964年6月1日に三菱重工業株式会社に変更された。以下「中日本重工業」という）、東日本重工業株式会社（商号が1952年6月1日に三菱日本重工業株式会社に変更された）、西日本重工業株式会社（商号が1952年5月27日に三菱造船株式会社に変更された）の3社（以下新たに設立された3社を合わせて「第二会社」という）が設立された。その後中日本重工業株式会社（但し当時の商号はすでに三菱重工業株式会社に変更されていた）が1964年6月30日に残りの2社を吸収合併することにより現在の被告となった。この過程で旧三菱の従業員らは職位・給料に異同なく、旧三菱での在職期間を通算して退職金を算定することとして第二会社に承継され、第二会社の初代社長は全員旧三菱の常務取締役らが就任した。また被告自身も旧三菱を被告の企業史の一部として認めている。

- 3) 「会社経理応急措置法」は「特別経理会社に該当する場合、その会社は指定時（1946年8月11日午前零時をいう。第1条第1号）に新勘定と旧勘定を設け（第7条第1項）、財産目録上の動産、不動産、債権その他の財産は「会社の目的たる現に行っている事業の継続及び戦後産業の回復振興に必要なもの」に限って指定時に新勘定に所属させ、その他は原則的に指定時に旧勘定に所属させ（第7条第2項）、指定時以前の原因に基いて生じた収入及び支出は旧勘定の収入及び支出として経理処理し（第11条第1、2項）、旧債権に対しては弁済等の消滅行為を禁止するが、例外的に弁済を認める場合にも旧勘定として弁済せねばならず、新勘定として弁済する場合は特別管理人の承認等一定の要件を備えた場合に一定の金額の限度においてのみ可能（第14条）」であると規定している。
- 4) 旧三菱は会社経理応急措置法、企業再建整備法により1946年8月11日午前零時を基準にして新勘定と旧勘定を分離した後、「会社の目的たる現に行っている事業の継続及び戦後産業の回復振興に必要な動産、不動産、債権その他既存の財産など」を新勘定に所属させ、上記財産を現物出資して3社の第二会社を設立し、その他のその時まで発生した債務を中心にした旧勘定上の債務を負担しつつ清算会社になった旧三菱は、1957年3月25日に設立された菱重株式会社に吸収合併され、1957年10月31日に解散した。

オ 太平洋戦争終戦以後の状況

1) 対日平和条約の締結

太平洋戦争が終戦となった後の1951年9月8日、米国サンフランシスコで米国、英国等を含む連合国と日本国は戦後賠償問題を解決するため対日平和条約を締結したが、上記条約第4条（A）は「大韓民国を含む上記条約第2条に掲げる地域にある日本国及びその国民の財産、並びに上記地域の統治当局及びその国民に対する請求権と日本国に存在する上記地域の統治当局及びその国民所有の財産、そして上記地域の統治当局及びその国民の日本国及び日本国国民に対する請求権の処理は日本国と上記地域の統治当局間の特別取極の主題とする」と定めた。

2) 大韓民国と日本国間の国交正常化のための条約と付属協定の締結

対日平和条約第4条（A）の規定の趣旨に従い、1951年末頃から大韓民国政府と日本国政府の間に国交正常化及び戦後補償問題が議論され始め、ついに1965年6月22日、「国交正常化のための大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約」と、その付属協定の一つとして「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」（以下「請求権協定」という）が締結されたが、請求権協定は第1条で「日本国が大韓民国に10年間にわたって3億ドルを無償で提供し2億ドルの借款を行うこととする」と定めるとともに第2条で次のように定めた。

1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益

並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(A)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたことになることを確認する。

2 本条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く。）に影響を及ぼすものではない。

(A) 一方の締約国の国民で1945年8月15日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

(B) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて1945年8月15日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいったもの

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に関係する他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

また、請求権協定に対する合意議事録(I)は、上記第2条に関して次のように定めている。

(a) 「財産、権利及び利益」とは、法律上の根拠に基づき財産的価値が認められるすべての種類の実体的権利をいうことが了解された。

(e) 同条3により執られる措置は、同条1にいう両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題の解決のために執られるべきそれぞれの国の国内措置ということに意見の一致をみた。

(g) 同条1にいう完全にかつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、韓日会談で韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」（いわゆる8項目）の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることを確認した。

そして、上記合意議事録に指摘されている対日請求8項目は「①1909年から1945年までの間に日本が朝鮮銀行を通じて韓国から搬出した地金及び地銀の返還請求、②1945年8月9日現在及びその後の日本の対朝鮮総督府債務の弁済請求、③1945年8月9日以後韓国から振替又は送金された金員の返還請求、④1945年8月9日現在韓国に本店、本社又は主たる事務所がある法人の在日財産の返還請求、⑤韓国法人又は韓国自然人の日本銀行券、被徴用韓国人の

未収金、補償金及びその他請求権の弁済請求¹⁾ ⑥韓国人の日本国又は日本人に対する請求として①から⑤に含まれないものは韓日会談成立後に個別的に行使することを認めること、⑦前記諸財産又は請求権から生じた果実の返還請求、⑧前記の返還及び決済は協定成立後即時に開始し遅くとも6ヶ月以内に完了すること」等である。

3) 請求権協定にともなう後続措置

ア) 請求権協定の締結にともない日本では1965年12月17日「財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する日本国と大韓民国間の協定第2条の実施にともなう大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」²⁾ (法律第144号。以下「財産権措置法」という) を制定・施行したが、その内容は「大韓民国又はその国民の日本国又はその国民に対する債権又は担保権で協定第2条の財産、利益に該当するものは1965年6月22日に消滅したものとする」というものである。

イ) 一方大韓民国は請求権協定によって支給される資金の使用に関する基本的事項を定めるために1966年2月19日「請求権資金の運用及び管理に関する法律」³⁾ を制定し、続いて1971年1月19日「対日民間請求権申告に関する法律」⁴⁾ を制定して10ヶ月間国民の対日請求権申告を受付けた結果、合計109,540件の申告を受付け、上記の申告分に対する実際の補償を執行するために1974年12月21日、「対日民間請求権補償に関する法律」を制定して1975年7月1日から1977年6月30日までの間に合計83,519件に対し合計9,187,693,000ウォンの補償金を支給し、上記の各法律は1982年12月31日に全て廃止された。ところで前記の法律は強制徴用被害者のうち死亡者に対する補償だけを規定したものであるから、原告らは現在までいかなる補償も受けられずにいる。

ウ) 原告X17、亡B、亡C、亡Dらは、本件訴訟が第1審裁判所係属中に外交通商部長官に対して提起した情報公開拒否処分取消訴訟(ソウル行政法院2002구합33943)において2004年2月13日に勝訴判決の宣告を受け(外交通商部長官の控訴取り下げで第1審判決がそのまま確定した)、これに従って大韓民国政府は請求権協定に関する一部文書を公開し、2005年8月26日、「韓日会談文書公開後続対策関連民官共同委員会」(以下「民官共同委員会」という)を開催して、「請求権協定は日本の植民地支配の賠償を請求するための協商ではなく、サンフランシスコ条約第4条に基いて韓日両国間の財政的・民事的債権・債務関係を解決するためのものであり、日本軍慰安婦問題等日本政府と軍隊等日本の国家権力が関与した反人道的不法行為については請求権協定で解決したとみることはできず、日本政府の法的責任は残っており、サハリンの同胞問題と原爆被害者問題も請求権協定の対象に含まれなかった」と

の趣旨の公式意見を表明した。

カ 日本における訴訟経過と原告らの死亡

- 1) 原告らは日本国広島地方裁判所に被告等に対して5) 旧三菱の強制徴用等国際法違反及び不法行為等を理由とした損害賠償金（1人当たり1, 100万円）と強制労働期間に支払を受けることができなかった賃金等を現在の価値に換算した金額（その金額は亡Aが99, 014円、亡Bが96, 056円、亡Cが68, 424円、原告X17、亡Dが各59, 512円である）の支払を求める訴訟を提起し（1995(ワ)2158、1996(ワ)1162、1998(ワ)649）、1999年3月25日請求棄却判決を宣告され、広島高等裁判所に控訴（1999(ネ)206）したが、2005年1月19日控訴棄却判決を宣告され、上告審の最高裁判所（2005(オ)1691）でも2007年11月1日上告棄却されて上記判決は確定した（以下このような日本での訴訟を「本件日本訴訟」とし、その判決を「本件日本判決」という）。
- 2) ところで、原告らは広島地方裁判所で本件日本訴訟の第1審判決を宣告された後の2000年5月1日、大韓民国の裁判所に被告に対して日本で主張した請求原因と同一の内容を請求原因にして国際法違反及び不法行為を理由にした損害賠償金の支払いを求める本件訴訟を提起した。
- 3) 亡Aは本件訴訟が第1審裁判所で係属中であった2001年2月24日に死亡し、その相続人ら（Z1,Z2,X1,Z3,Z4,Z5,Z6）は原告X1が亡Aの被告に対する本件請求権を単独相続する旨の相続財産分割協議を行い、原告X1が亡人の訴訟手続を受継し、亡Bは2011年7月10日に死亡し、別紙表記載の通り亡Bの子らである原告X2外7名が共同相続人として亡人の訴訟手続を受継し、亡Cは2011年3月11日死亡し別紙表記載の通り亡人の妻であるX10と子らである原告X11外5名が共同相続人として亡人の訴訟手続を受継し、亡Dは2011年8月17日に死亡し、別紙表記載の通り亡人の妻である原告X18と子らである原告X19外4名が共同相続人として訴訟手続を受継した。

[認定根拠]争いのない事実、甲1, 2, 3号証の各1, 2, 3, 5, 6、甲4号証の1, 2, 3, 4, 5、甲11、甲12号証、甲13乃至甲19号証の各1, 2, 3、甲20号証の1, 2、甲21号証の2乃至16、甲25号証の1, 2、甲40, 41, 42号証の各1, 2, 3, 4、乙1, 9, 10, 11, 12号証、乙13, 14, 15号証の各1, 2の各記載、第一審の第一審共同原告Eに対する本人尋問の結果、弁論の全趣旨

2 本案前の抗弁に対する判断

ア 被告の主張

国際私法付則第2条は「この法施行(2001年7月1日)以前に生じた事項については従前の涉外私法による」と規定しているが、従来の涉外私法には国際裁判管轄につ

いて如何なる規定もなく、これに関連する条約や一般的に承認された国際法規が存在しない以上、渉外的事件に関する国内裁判所の裁判管轄を認めるか否かは、訴訟当事者の公平、裁判の適正、迅速を期するという基本理念に従い条理により決定すべきである。ところで原告らが日本で同一の訴訟を提起し証拠調べを全て終えた後に敗訴判決を宣告されて確定し、被告は大韓民国に支店や営業所が存在せず、本件訴訟の請求原因事実は全て日本で生じ、大韓民国とは実質的関連性もなく、日本法人である被告が大韓民国裁判所で日本訴訟と同一の内容の訴訟を繰り返えさせることは前記の基本理念に反する。したがって本件訴訟は裁判管轄権の存在しない大韓民国裁判所に提起されたものであって不適法である。

イ 判断

国際裁判管轄を決定するにあたっては、当事者間の公平、裁判の適正、迅速及び経済を期するという基本理念に従うべきであり、具体的には訴訟当事者らの公平、便宜そして予測可能性のような個人的な利益のみならず、裁判の適正、迅速、効率及び判決の実効性等のような裁判所ないし国家の利益も共に考慮すべきであるが、このような多様な利益中のいかなる利益を保護する必要があるかについては、個別事件において法廷地と当事者との実質的な関連性及び法廷地の紛争となった事案との実質的関連性を客観的な基準にして合理的に判断すべきであり（大法院2005年1月27日宣告2002다59788判決等参照）、国際裁判管轄に関する条約や一般的に承認された国際法上の原則がまだ未確立であり、これに関する我が国の成文法規も存在しない以上、我が国の民事訴訟法の土地管轄に関する規定も又上記の基本理念により制定されたものであるから、基本的に上記規定による裁判籍が国内にある時には渉外的事件に関する訴訟に関しても我が国に裁判管轄権があると認定するのが相当である(大法院1992年7月28日宣告91다41897判決等参照)。

一方、旧民事訴訟法(2002年1月26日法律第6626号により改正される前のもの)第4条第1項は法人などの普通裁判籍はその主たる事務所又は営業所により、事務所と営業所がない場合にはその主たる業務担当者の住所に適用されると規定し、第2項は第1項の規定が外国法人などの普通裁判籍に関して大韓民国にある事務所、営業所又は、業務担当者の住所に適用されると定めているので、証拠収集の容易性や訴訟遂行の負担程度など具体的な各種事情を考慮し、その応訴を強制することが民事訴訟の理念に照らし著しく不当な結果を生じる特別な事情がない限り、その紛争が外国法人の大韓民国内事務所などの営業に関するものでなくとも我が国の裁判所の管轄権を認めることが条理にかなうものであると言えるであろう(大法院2000年6月9日宣告98다35037判決など参照)。

本件についてみると、前記の認定事実及び弁論の全趣旨により認められる下記の事実、すなわち、①被告は日本法によって成立した日本法人としてその主な事務所を日本国内に置いているが、1987年頃釜山中区中央洞4街53-11所在の東亜日報ビ

ルディング 8 階に被告の大韓民国内業務進行のための釜山連絡事務所を設置し、日本人職員 1 人を始めとした 5 人の職員を置き、原告らが本件訴訟を提起した当時上記釜山連絡事務所が存在していたこと、②不法行為による損害賠償を請求する本件請求は、旧三菱が日本国と共に原告らを強制徴用した上で強制労働をさせた一連の行為が不法行為であり被告は旧三菱の原告らに対する法的責任をそのまま負担すると主張するものであるが、大韓民国は上記のような一連の不法行為中の一部が行われた不法行為地であること、③原告らが本件で主張する事実を裏付ける日本国内の物的証拠はほとんど滅失した反面、被害者である原告らが全て大韓民国に居住しており、事案の内容が大韓民国の歴史及び政治的変動状況等と密接な関係がある点などの諸般の事情を前記の法理に照らして検討すると、大韓民国は本件当事者及び紛争になった事案と実質的な関連性があると言いき、従って大韓民国の裁判所は本件に対し国際裁判管轄権を有するものであり、被告の上記主張は理由がない。

3 本案に関する判断

ア 損害賠償責任の発生

1) 旧三菱の不法行為責任の成立

ア) 本件において不法行為による損害賠償請求権が成立するか否かを判断する基準になる準拠法は、法廷地である大韓民国において外国的要素がある法律関係に適用される準拠法の決定に関する規範（以下「抵触規範」という）により決定すべきである。前記の認定事実によれば、旧三菱の行為及びその結果発生という不法行為は旧涉外私法（1962年1月15日法律第996号として制定されたもの、以下同じ）が施行された1962年1月15日以前に発生した。このような1962年1月15日以前に発生した法律関係に適用される大韓民国の抵触規範は1912年3月28日から日王の勅令第21号により我が国に依用されて来た後、軍政法令第21号を経て大韓民国制憲憲法付則第100条により「現行法令」として大韓民国の法秩序に編入された日本の「法例」（1898年6月21日法律第10号）である。上記「法例」によれば不法行為による損害賠償請求権の成立と効力は不法行為発生地の法律によるが（第11条）、本件の不法行為地は大韓民国と日本にわたっているため、不法行為による損害賠償請求権に関して判断する準拠法は大韓民国法若しくは日本法になるであろう。ところで、既に原告らが日本法が適用された本件日本訴訟において敗訴した点に照らし、不法行為の被害者である原告らは自己により有利な準拠法として大韓民国法を選択しようという意思を有すると推認される点や、このように準拠法になりうる複数の国家の法が存在する場合、法廷地の裁判所は当該事案との関連性の程度、被害者の権利保護の必要性和加害者の準拠法に対する予測可能性及び防御権保障等、当事者間の公平、衡平と正義、裁判の適正性等を併

せて考慮して準拠法を選択し決定することができると言えるが、上記の要素を全て考慮するとき大韓民国法を準拠法とするのが適当であるとみられる点などを総合し、大韓民国法を準拠法として判断することにする。さらに、制定民法が施行された1960年1月1日以前に発生した事件が不法行為に該当するかどうかの判断に適用される大韓民国法は制定民法附則第2条本文に従い、「旧民法（依用民法）」ではなく「現行民法」である。

- イ) 前記の認定事実及び弁論の全趣旨によれば、①旧三菱は中日戦争と太平洋戦争など不法な侵略戦争の遂行過程で軍需事業体などに必要な人力を確保するための日本政府の強制的な人力動員政策に積極的に便乗して会社担当者を韓半島に派遣し、日本軍人及び警察と共に原告らを広島に強制連行し、旧三菱の機械製作所と造船所などに労務者として配置して労働に従事させ、②原告らに月2回の休日を除き毎朝8時から夕方6時頃まで鉄板切断、銅管曲げ、配管作業などの厳しい労働に従事させ、宿舍周辺に鉄条網を設置し勤務時間はもちろん休日にも憲兵・警察などによる厳重な監視をするだけでなく、家族との書信交換も事前検閲によって制限し、食事の量や質は著しく不十分で宿舍も劣悪で、給与もともに支払わないなど、原告らの自由を著しく抑圧しつつ生命や身体に危害を受ける可能性が高い劣悪な環境で危険かつ苛酷な労働に強制的に従事させ、③1945年8月6日に広島に原子爆弾が投下され、原告らが勤務していた機械製作所と造船所が破壊されて作業が中断されたにもかかわらず、原告らに適当な避難場所や食糧を提供するなどの救護措置をとることもなく放置し、更に原告らの安全な帰国のための如何なる措置もとらなかったことを認めることができるが、上記のような旧三菱の原告らに対する強制連行及び強制労働強要行為は当時の日本政府の韓半島に対する不法な植民支配及び侵略戦争の遂行に積極的に加担した反人道的な不法行為に該当し、原子爆弾投下後に原告らを救護せずに放置した行為は事実上の雇用関係にある原告らに対し使用者としての安全配慮義務を放棄した不法行為に該当するものであり、このような不法行為によって原告らが甚だしい精神的苦痛を受けたことは経験則上明白である。

したがって旧三菱は上記のような不法行為による原告らの精神的苦痛に対しこれを賠償する責任がある。

2) 被告と旧三菱の法的同一性

ア) 当事者の主張

原告らは旧三菱と被告は外形上別個の法人格を持つ会社に見えるが、実質的に被告は旧三菱と同じ会社として旧三菱の原告らに対する債務を継承したと主張し、これに対して被告は旧三菱は終戦後に会社経理応急措置法及び企業再建整備法により解散し、被告は旧三菱とは別個の法人格を持つ会社として設立されたので請求権が継承されないと争っている。

イ) 判断

まず、旧三菱の解散及び分割に伴い法人格が消滅したか否か、第二会社及び被告が旧三菱の債務を継承するか否かを判断する基準になる準拠法は、やはり大韓民国の抵触規範により決定すべきであるが、その法律関係が発生した時点は、旧涉外私法が施行された1962年1月15日以前からそれ以後にわたっている。そのうち1962年1月15日以前に発生した法律関係に適用される大韓民国の抵触規範は前記の「法例」である。上記「法例」は旧三菱と第二会社及び被告の法的同一性の有無を判断する法人の属人法について明文の規定を置いてはいなかったが、法人の設立準拠地法や本拠地法によりこれを判断すると解釈されていたところ、旧三菱と第二会社及び被告の設立準拠地と本拠地はすべて日本なので、旧三菱の解散及び分割による法人格の消滅いかん、債務承継の有無を判断する準拠法はひとまず日本法となるであろうが、これに会社経理応急措置法と企業再建整備法が含まれるのは当然である。しかし一方で、上記「法例」第30条は「外国法による場合にその規定が公共の秩序又は善良な風俗に反する時にはこれを適用しない」と規定していたので、大韓民国の抵触規範にしたがって準拠法に指定された日本法を適用した結果が大韓民国の公序良俗に違反する場合には日本法の適用を排除して法廷地である大韓民国の法律を適用しなければならない。また1962年1月15日以後に発生した法律関係に適用される旧涉外私法においてもこのような法理は同様である。

本件で外国法である日本法を文言通りに適用すると、原告らは旧三菱に対する債権を被告に対して主張できなくなるが、前記認定事実で見たように旧三菱が被告に変更される過程で被告が旧三菱の営業財産、役員、従業員を実質的に承継し、会社の人的、物的構成には基本的な変化がなかったにもかかわらず、戦後処理及び賠償債務解決のための日本国内の特別な目的の下に制定された技術的立法に過ぎない会社経理応急措置法と企業再建整備法等の日本の国内法を理由に旧三菱の大韓民国国民に対する債務が免脱される結果となることは、大韓民国の公序良俗に照らして容認することはできない。

そこで、日本法の適用を排除して当時の大韓民国の法律を適用してみると、旧三菱が上記1 認定事実エ項の記載の通り責任財産になる資産と営業、人力を第二会社に移転して同一の事業を継続したのみならず、被告自ら旧三菱を被告の企業史の一部として認めている点等に照らして旧三菱と被告はその実質において同一性をそのまま維持しているものと認めるのが相当であり、法的には同一の会社と評価するに充分であり、日本国の法律が定めるところによって旧三菱が解散し第二会社が設立された後、吸収合併の過程を経て被告に変更される等の手続きを経たからといってこれと異なる評価をすることはできないので、原告らは旧三菱に対する請求権を被告に対しても行使できるというべきである。

イ 被告の主張に対する判断

1) 日本判決の既判力に反するという主張について

ア) 被告の主張

原告らは日本で本件訴訟と同一の請求原因で訴訟を提起して敗訴判決を宣告され、その判決が確定したところ、上記の日本判決は大韓民国民事訴訟法第217条に定める外国判決の承認要件を全て具備し、大韓民国においても効力を有するので、原告らが再び大韓民国裁判所に提起した本件訴訟は本件日本判決の既判力に抵触する。

イ) 判断

法廷地の手続法である我が民事訴訟法第217条第3号は外国裁判所の確定判決の効力を認定することが大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反してはならないということを外国判決承認要件のひとつとして規定しているが、ここで外国判決の効力を認定すること、すなわち外国判決を承認した結果が大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反するか否かは、その承認の可否を判断する時点で外国判決の承認が大韓民国の国内法秩序が保護しようとする基本的な道徳的信念と社会秩序に及ぼす影響を、外国判決が扱った事案と大韓民国の関連性の程度に照らして判断すべきであり、このとき当該外国判決の主文のみならず理由及び外国判決を承認する場合に発生する結果まで総合して検討すべきである。

検討するに、原告らが本件訴訟と同じ請求原因で被告に対する訴訟を日本裁判所に提起して敗訴判決を宣告されてその判決が確定した事実は前記の通りであるが、一方乙13,14,15号証の各1,2の各記載によれば、前記の本件日本判決は日本の韓国併合の経緯に関し、「日本は1910年8月22日韓国併合に関する条約を締結し、大韓帝国を併合して朝鮮半島を日本の領土としてその統治下においた」、原告らに対する徴用の経緯について「当時の法制下では国民徴用令にもとづく原告らの徴用はそれ自体は不法行為とは言えず、また徴用の手続が国民徴用令にしたがって行われる限り、具体的な徴用行為が当然に違法だということとはできない」と判断し、日本国と被告による徴用は強制連行であり強制労働であったという原告らの主張を受け入れず、当時の原告らを日本人、韓半島を日本領土の構成部分とみなすことにより原告らの請求に適用される準拠法を外国的要素を考慮した国際私法的観点から決定する過程を経ずに初めから日本法を適用した事実、また日本判決は旧三菱が徴用の実行において日本国とともに国民徴用令の規定を逸脱した違法な行為をした点、安全配慮義務に違反し原爆投下後原告らを放置して原告らの帰郷に協力しなかった点、原告らに支払うべき賃金と預貯金積立額を支払わなかった点等、原告らの請求原因に関する一部主張を受け入れながら、このような旧三菱との関係で認定される余地

がある原告らの請求権は除斥期間の経過や時効の完成で消滅し、そうでなくとも1965年韓日請求権協定と日本の財産権措置法により消滅したという理由で結局原告らの被告に対する請求を棄却した事実等を認めることができる。

このように本件日本判決の理由には日本の韓半島と韓国人に対する植民支配が合法的であるという規範的認識を前提とし、日帝の国家総動員法と国民徴用令を韓半島と原告らに適用することが有効であると評価した部分が含まれていると言える。

しかし、大韓民国制憲憲法はその前文で「悠久の歴史と伝統に輝く我ら大韓国民は己未三一運動により大韓民国を建立し、世の中に宣布した偉大な独立精神を継承し、いま民主独立国家を再建するにおいて」と述べ、附則第100条では「現行法令はこの憲法に抵触しない限り効力を有する」と規定し、附則第101条は「この憲法を制定した国会は檀紀4278年8月15日以前の悪質な反民族行為を処罰する特別法を制定することができる」と規定した。また現行憲法もその前文で「悠久の歴史と伝統に輝く我が大韓国民は3・1運動により建立された大韓民国臨時政府の法統と不義に抗拒した4・19民主理念を継承し」と規定している。このような大韓民国憲法の規定に照らしてみると、日帝強占期の日本の韓半島支配は規範的観点から不法な強占に過ぎず、日本の不法な支配による法律関係のうち、大韓民国の憲法精神と両立しえないものはその効力が排斥されると解さなければならない。そうであれば、本件日本判決の理由は日帝強占期の強制動員自体を不法であると解している大韓民国憲法の核心的価値と正面から衝突するものであり、このような判決理由が含まれる本件日本判決をそのまま承認する結果はそれ自体として大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に違反するものであることは明らかである。

したがってわが国で本件日本判決を承認し、その効力を認定することはできないから、本件日本判決の承認を前提とする被告の前記主張は理由がない。

2) 請求権協定によって原告らの請求権が消滅したとの主張について

ア) 被告の主張

被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他請求権は1965年6月22日に大韓民国と日本国間に締結された請求権協定の対象に含まれており、国家間の一括処理協定である請求権協定により原告らの被告に対する請求権はすでに消滅した。

イ) 判断

検討するに、前記認定事実記載の請求権協定の締結経緯とその内容及びその後の状況などについて認められる下記の事情、すなわち①請求権協定は日本の植民支配賠償を請求するための協商ではなく、サンフランシスコ条約第4条に基づき韓日両国間の財政的・民事的債権・債務関係を政治的合意により解決す

るためのものであり、請求権協定第1条により日本政府が大韓民国政府に支給した経済協力資金は第2条による権利問題の解決と法的対価関係があるとはみられない点、②請求権協定の交渉過程で日本政府は植民支配の不法性を認めないまま、強制動員被害の法的賠償を根本的に否定し、このため韓日両国政府は日帝の韓半島支配の性格について合意に至ることができなかったが、このような状況で日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれていたと解することは困難である点などに照らしてみると、原告らの損害賠償請求権については、請求権協定で個人請求権が消滅しなかったのはもちろん、大韓民国の外交的保護権も放棄しなかったと解するのが相当である。

仮に原告らの請求権が請求権協定の適用対象に含まれるとしても、①国家が条約を締結して外交的保護権を放棄するにとどまらず、国家とは別個の法人格を有する国民個人の同意なく国民の個人請求権を直接的に消滅させることができると解するのは近代法の原理と相容れない点、②国家が条約を通して国民の個人請求権を消滅させることが国際法上許容されるとしても国家と国民個人が別個の法的主体であることを考慮すれば条約に明確な根拠がない限り条約締結で国家の外交的保護権以外に国民の個人請求権まで消滅したと解することはできないが、請求権協定では個人請求権の消滅に関して韓日両国政府の意思の合致があったと解するだけの十分な根拠がない点、③日本が請求権協定直後日本国内で大韓民国国民の日本国及びその国民に対する権利を消滅させる内容の財産権措置法を制定・施行した措置は請求権協定だけでは大韓民国国民個人の請求権が消滅しないことを前提とするときに初めて理解できる点等を考慮すれば、原告らの個人請求権自体は請求権協定のみによって当然に消滅したと解することはできず、ただ請求権協定によりその請求権に関する大韓民国の外交的保護権が放棄されたことにより、日本の国内措置で当該請求権が日本国内で消滅したとしても大韓民国がこれを外交的に保護する手段を喪失することになるだけであると解するのが相当である。

したがって、原告らの被告に対する不法行為による損害賠償請求権は請求権協定により消滅しなかったといえることができるから、原告らは請求権協定にも関わらず被告に対して上記請求権を行使することができると言えるから、被告の上記主張も理由がない。

3) 消滅時効完成の主張について

ア) 被告の主張

本件で原告らが主張する不法行為日から現在まで20年以上の期間が経過したことは暦数上明らかであり、本件で適用される準拠法が大韓民国法であるか日本国法あるかを問わず、原告らが主張する損害賠償請求権はすでに消滅時効

が完成し、消滅した。

イ) 判断

(1) 準拠法の決定

原告らの請求権が成立した時点で適用される大韓民国の抵触規範に該当する上記「法例」によれば、不法行為に因る損害賠償請求権の成立と効力は不法行為の発生地の法律によることになるが（第11条）、本件の不法行為地は大韓民国と日本にわたっているので、不法行為による損害賠償請求権に関して判断する準拠法は大韓民国法若しくは日本法になるであろう。しかし既に原告らは日本法が適用された本件日本訴訟で敗訴した点に照らして、自己により有利な準拠法として大韓民国法を選択しようという意思を持っていると推認されるので、大韓民国の裁判所は大韓民国法を準拠法にして判断すべきである。さらに制定民法が施行された1960年1月1日以前に発生した事件が不法行為に該当するか否か、その損害賠償請求権が時効で消滅したか否かの判断に適用される大韓民国法は制定民法附則第2条本文に従い、「旧民法（依用民法）」ではなく「現行民法」である。

(2) 消滅時効完成の抗弁の成否

消滅時効は客観的に権利が発生してその権利を行使できる時から進行しその権利を行使できない間は進行しないが、ここに「権利を行使できない」場合とは、その権利行使に法律上の障害事由、例えば期間の未到来や条件不成就等がある場合をいうのであり、事実上権利の存在や権利行使の可能性を知り得ず、知り得なかったことに過失がないとしても、このような事由は法律上の障害事由に該当しない（大法院2006年4月27日宣告、2006다1381判決等参照）。

一方、債務者の消滅時効による抗弁権の行使も民法の大原則である信義誠実の原則と権利濫用禁止の原則の支配を受けるものであり、債務者が時効完成前に債権者の権利行使や時効中断を不可能又は著しく困難にさせたり、そのような措置が不必要だと信じさせる行動をしたり、客観的に債権者が権利を行使することができない障害事由があったり、又はいったん時効が完成した後に債務者が時効を援用しないような態度をとり権利者をしてそのように信頼させたり、債権者保護の必要性が大きく、同じ条件の他の債権者が債務の弁済を受領するなどの事情があり債務履行の拒絶を認めるのが著しく不当であるとか不公平である等の特別な事情がある場合には、債務者が消滅時効の完成を主張することは信義誠実の原則に反し権利濫用として許容されない（大法院2011年6月30日宣告2009다72599決定等参照）。

本件について、先に引用した証拠と弁論の全趣旨を総合して検討すると①旧三菱の不法行為の後1965年6月22日に韓日間の国交が樹立されるまでは

日本国と大韓民国間の国交が断絶しており、したがって、原告らが被告に対して大韓民国で判決を受けたとしてもこれを執行することができなかった事実、②1965年韓日間の国交が正常化した、韓日請求権協定関連文書がすべて公開されない状況の中で、請求権協定第2条及びその合意議事録の規定と関連し請求権協定により大韓民国国民の日本国又は日本国民に対する個人請求権が包括的に解決されたものであるという見解が大韓国内で一般的に受け入れられてきた事実、③日本で請求権協定の後続措置として財産権措置法を制定し原告らの請求権を日本の国内的に消滅させる措置をとり、原告らが提起した日本訴訟で請求権協定と財産権措置法が原告らの請求を棄却する付加的な根拠として明示されたという事実、④一方で原告らの個人請求権、その中でも特に日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権は請求権協定で消滅しなかったという見解が、原告らが1995年12月11日に本件日本訴訟を提起し2000年5月1日に韓国で本件の訴を提起してから徐々に浮き彫りになり、ついに2005年1月に韓国で韓日請求権協定関連文書が公開された後、2005年8月26日に日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権は請求権協定により解決されたものと解することはできないという民官共同委員会の公式見解が表明された事実等を認めることができる。

これに、前記のように旧三菱と被告の同一性の有無についても疑問を持たざるを得なくする日本での法的措置があった点も勘案すると、少なくとも原告らが本訴を提起する時点である2000年5月1日までは原告らが大韓民国で客観的に権利を事実上行使できない障害事由があったとみるのが相当である。

このような点を前記の法理に照らしてみると、旧三菱と実質的に同一の法的地位にある被告が消滅時効の完成を主張し原告らに対する不法行為による損害賠償債務の履行を拒絶することは著しく不当であり、信義誠実の原則に反する権利濫用であって、許容することができない。したがって、被告の上記主張も理由がない。

ウ 損害賠償の責任の範囲等

1) 慰謝料の金額

被告は過去日本政府の韓半島に対する不法な植民支配及び侵略戦争の遂行のための強制的な人材動員政策に積極的に加担して原告らを強制的に連行し、強制労働に従事するよう強要し、これにより原告らは未成年者又はようやく成年に達した程度の若年で強制徴用されて家族と別れ、自由を剥奪されたまま劣悪な環境で危険かつ苛酷な労働に強制的に従事させられ、その過程で広島に投下された原子爆弾による被害も被ったが、このような加害行為の不法性の程度と被告の加担程度、原告らが強制労働に従事した期間、労働の強度、勤労環境と自由抑圧の程度、

賃金等がともに支払われなかった点など原告らの被害の程度、原告らが帰国後に体験した社会的、経済的困難、不法行為後60年を越える期間原告らの被害回復が全くなされなかった点と不法行為日から本件弁論終結日に至るまで60年以上永い歳月が経過し、我が国の物価と国民所得水準などが大きく上昇し、下記のように不法行為日から本件弁論終結日に至るまで長期にわたって賠償が遅延したにもかかわらずその期間に対する遅延損害金を加算しない事情、その他本件弁論を通じて現れた諸般の事情等に照らせば、被告が原告らに支払うべき慰謝料は本件弁論終結日を基準として(大法院2011.1.13.宣告2009다103950判決など参照)原告ら本件被徴用者1人当たり8,000万ウォンとするのが相当である。

2) 相続関係

一方、亡A,B,C,Dは死亡し、別紙表記載の各訴訟受継人らが上記の亡人らの本件損害賠償請求権を各単独相続又は共同相続した事実は前記の通りであるから、訴訟受継人別相続分は同表の相続持分欄記載の通りである。

3) 遅延損害金の起算日

原告らは被告の慰謝料支払債務について、本件訴状副本送達の日からの遅延損害金を請求している。慰謝料を算定するにあたって事実審弁論終結当時までに発生した一切の事情がその参酌対象になるだけでなく、慰謝料算定の基準となる国民所得基準や通貨価値等も弁論終結時のものを反映すべきであるが、不法行為が行われた時期に近接し通貨価値等に特別な変動がない状態で慰謝料金額が決定された場合にはその債務が成立した不法行為時から遅延損害金が発生すると解しても特段の問題はないが、不法行為時と弁論終結時の間に長期間の歳月が経過し、慰謝料の算定において必ず参酌すべき弁論終結時の通貨価値などに不法行為時と比較して相当な変動が発生した場合にも不法行為時から遅延損害金が発生すると解する場合には著しい過剰賠償の問題が起こることになる。したがって、不法行為時と弁論終結時の間に長期間の歳月が経過し、慰謝料の算定において必ず参酌すべき弁論終結時の通貨価値などに不法行為時と比較して相当な変動が生じた場合には、例外的ではあるが、不法行為による慰謝料賠償債務の遅延損害金はその慰謝料算定の基準時である弁論終結当日から発生すると解するしかないのである(大法院2011年1月13日宣告2009다103950判決参照)。

かかる法理に照らせば、本件の場合、不法行為終了日である1945年頃から本件弁論終結日である2013年5月21日までの間に60年以上の長期間が経過し、通貨価値などに相当な変動が生じ、そのように変動した事情まで参酌して本件弁論終結時を基準として慰謝料の金額を決定したのであるから、本件弁論終結日以後の期間に対してのみ遅延損害金が支払われるようにすべきである。したがって原告らが上記の慰謝料に対し本件訴状副本送達の日から本件弁論終結日

の前日である2013年5月20までの遅延損害金の支払を求める部分は理由ない。

エ 小結論

よって、被告は原告らに対し別紙表の認容金額欄記載の各金員及びこれに対する前記の通り当審弁論終結日である2013年5月21日から当審判決宣告日である2013年7月30日までは民法所定の年5%、その翌日から支払済みまでは訴訟促進などに関する特例法所定の年20%の各割合による遅延損害金を支払う義務がある。

4 結論

したがって、原告らの本件請求は上記認容範囲内で理由があるのでこれを認容し、その余の請求は理由がないのでこれを棄却するものであるが、第1審判決の原告ら敗訴部分中これと結論を一部異にする部分は不当であるから、原告らの控訴を一部認容してこれを各取消し、被告に対し当審において認定した上記各金員の支払を命じ、第1審判決中その余の部分は正当であるからこれに対する原告らのその余の控訴は理由がないのでこれを各棄却することとして、主文の通り判決する。

裁判長判事パク・ジョンフン
判事イム・ギョンソプ
判事キム・ジョンウン

注釈

- 1) 請求権協定の過程で韓国政府は対日請求要綱と関連して日本に合計12億 2,000万ドルを要求したが、そのうちの被徴用者と関連した金額は3億 6,000万ドル程度である。
- 2) 1. 次に掲げる大韓民国又はその国民の財産権であって、協定第2条の財産、利益に該当するものは次項の適用があるものを除き、1965年6月22日に消滅したものとする(但書省略)
 - (1) 日本国又はその国民に対する債権
 - (2) 担保権であって、日本国又はその国民の有する物又は債権を目的とするもの
- 3) 第5条第1項大韓民国国民が有する1945年8月15日以前までの日本国に対する民間請求権はこの法で定める請求権資金の中から補償しなければならない。

第2項 前項の民間請求権の補償に関する基準・種類・限度などの決定に必要な事項は別に法律で定める。

4) 第2条(申告対象の範囲)

第1項 この法の規定による申告対象の範囲は1947年8月15日から1965年6月22日まで日本国に居住したことがある者を除く大韓民国国民が1945年8月15日以前に日本国及び日本国民に対して有していた請求権等であって次の各号に掲記するものとする

9 日本国により軍人、軍属又は労務者として召集又は徴用され 1945年 8 月 15日以前に死亡した者

5) 原告らはこの訴訟で日本国と菱重重工業株式会社を被告としたが、第1審では原告らの請求が全て棄却された。控訴審では被告日本国に対しては「日本政府が被爆者健康手帳の交付を受けた被爆者が日本の領域を越えて居住地を移した場合には『原爆特別措置法』を適用しないという趣旨で厚生省公衆衛生局長が1974.7.22.衛発第402号(通達402号)を作成・発表し、これを各都道府県知事と広島及び長崎市長に発送するなどの行政措置を行ったことは違法である」などの理由で原告らに各慰謝料100万円と弁護士費用20万円及びこれに対する遅延損害金の支払を命じる一部勝訴判決が宣告された(これに対する原告らの上告は不受理決定を受けた)。

一方、菱重重工業株式会社に対しては被告に対するものと同様の理由、すなわち除斥期間の経過又は消滅時効の完成などを理由に原告らの控訴棄却判決が宣告された(これに対し原告らが上告したが上告棄却された)。

別紙

原告別請求金額及び認容金額				
原告	訴訟受継人	相続持分	請求金額(ウォン)	認容金額(ウォン)
1.亡A	X1	1	101,000,000	80,000,000
2.亡B	X2	各1/8	各12,625,000	各10,000,000
	X3			
	X4			
	X5			
	X6			
	X7			
	X8			
3.亡C	X9	3/15	20,200,000	16,000,000
	X10			
	X11			
	X12			
	X13			
	X14			
	X15			
4.X17	X16	各2/15	各13,466,666	各10,666,666 (ウォン未満切捨)
	X17			
	X18			
	X19			
	X20			
	X21			
	X22			
5.亡D	X23	3/13	23,307,692	18461538 (ウォン未満切捨)
	X24			
	X25			
	X26			
	X27			
	X28	各2/13	各15,538,461	各12,307,692 (ウォン未満切捨)
	X29			
	X30			
	X31			
	X32			